平成２１年（フ）第３４９２号
横浜市南区大岡４丁目17番７号
債務者　浦山真奈美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９号
横浜市金沢区富岡東１丁目52番14―204号
債務者　小林　京子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２４号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字北禿３番地１
債務者　三浦　　修
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後３時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第７号
東京都八王子市北野町510番地６パナハイツ伊倉102号
債務者　野口　朋久
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４２号
東京都町田市鶴川３丁目11番地４インペリアルハウス203
債務者　和田　京子（旧姓仲本）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４４号
東京都練馬区北町１丁目44番22号Ｓｈｉ―Ｍａｉｓｏｎ102号
債務者　高橋みゆき
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７１号
東京都府中市天神町４丁目15番地の７玉川荘101
債務者　黒田　浩章
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目６番17号
債務者　大橋リリこと　朱　　惠珠
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３号
島根県浜田市下府町1006番地２　67
債務者　立川　　悟
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第４号
島根県江津市嘉久志町イ1437番地
債務者　黒川　一志
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２号
広島県福山市沖野上町４丁目９番３―105号、前住所広島県福山市木之庄町３丁目10番40号
債務者　森廣幸士郎
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２４８号
沖縄県うるま市勝連南風原4379番地　コーポすずらん303
債務者　仲村エリ子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第８８号
東京都立川市一番町３丁目17番地の16砂川コーポ302号
債務者　牟田　英壽
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７号
山口県周南市大字徳山4133番地　サーパス二番町1205号
債務者　磯部惠利子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１３号
山口県周南市大字徳山5811―６、旧住所山口県周南市大字安田22番地の350
債務者　角田肇幸こと　金　　肇幸
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部